

平成31年度

下野市保育園・認定こども園

入園案内

保育（2・3号）認定用



～ もくじ ～

- 1. 保育園等入園のながれ 1
- 2. 認定区分について 1～2
- 3. 保育園等入園申込方法 2
- 4. 2号認定及び3号認定基準 3
- 5. 入園に際しての注意事項 3
- 6. 保育料 4～5
- 7. 公立保育園民営化のお知らせ 6
- 8. 下野市の保育園認定こども園一覧表
 - 公立保育園 7
 - 私立保育園 8
 - 認定こども園 9～10
- 9. 下野市の保育施設マップ

下野市役所
健康福祉部 こども福祉課
保育支援グループ

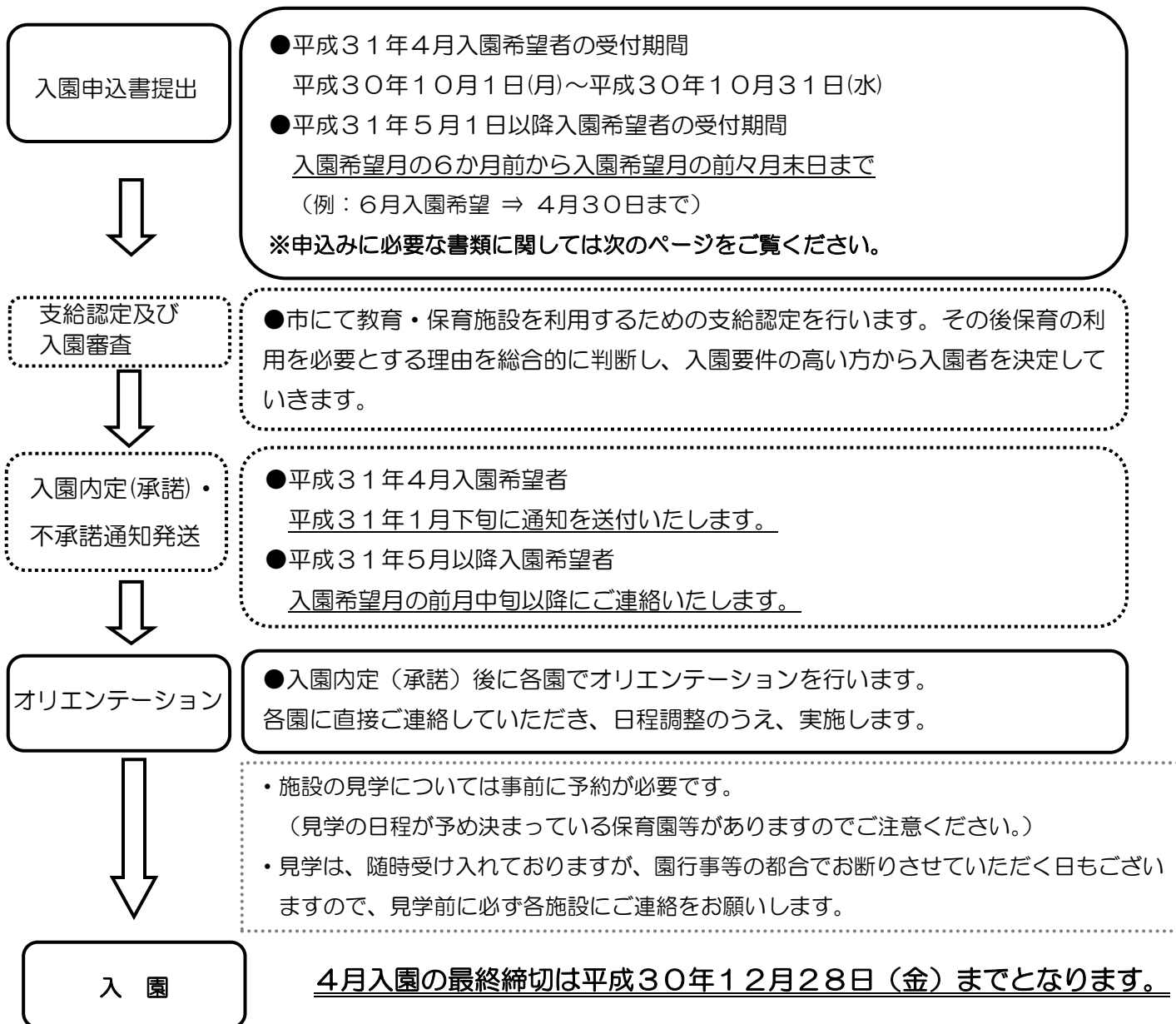
〒329-0492
下野市笹原26番地
(下野市役所1F 11番窓口)
TEL 0285-32-8903
FAX 0285-32-8603

- ①支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書
- ②児童の心身の状況について
- ③家庭の状況調査票
- ④勤務証明書・自営業就労申立書（両面） 2部

上記の①から④を1セットとして配布しております。その他必要な書類はこども福祉課にお問い合わせください。

1. 保育園等入園のながれ

新規で入園を希望される場合は、事前に見学を行い、保育内容などを確認の上、お申し込みください。見学にあたっては必ず施設にお問い合わせいただき、日時の調整をした上で行ってください。



※ 市外の保育園・認定こども園を希望する方は、希望保育園所在地市町村と下野市の協議が必要ですので、お早目にお申し込みください。

※ 市外へ転出する予定がある方は、事前にこども福祉課までご連絡ください。

2. 認定区分について

保育の希望の有無について

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育のみを希望する方	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さんで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満のお子さんで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	保育園 認定こども園 地域型保育施設(※1)

※1 少人数を対象として、0～2歳の児童を預かる施設で市の認可を受けたもの。

標準時間認定と短時間認定について

区分	就労時間	備考
保育短時間（1日8時間）	1か月64時間以上120時間未満	求職活動中や育児休業の場合は短時間認定となります。
保育標準時間（1日11時間）	1か月120時間以上	産前産後は標準時間認定となります。

3. 保育園等入園申込方法

下記の書類にご記入の上、受付期間内にご提出ください。

- ① 支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書（平成31年度用） ※児童1人につき1部
- ② 児童の心身の状況について ※児童1人につき1部
- ③ 家庭の状況調査票
- ④ 家庭での保育が出来ないことを証明する書類

※下記の表を基にご用意ください。 ○：必要 △：場合によっては必要

「家庭での保育が出来ないことを証明する書類」早見表										
	勤務証明書	自営業就労申立書	保育園入園に関する申立書	母子手帳の写し	診断書	障害者手帳の写し	介護保険被保険者証の写し等	具体的な求職活動の内容を証する書類	在学証明書・カリキュラムの写し	転宅先住所が分かるもの
就労（会社員等）	○									転入を予定している方は提出してください。
就労（自営業）		○								
妊娠・出産			△	○						
疾病・障害			○		○	○				
介護等			○				○			
求職活動			○				○			
就学			△					○		
虐待・DV			○							
育児休業	○		○							
その他			○							

※特別な事情がある場合などは、上記以外の書類を添付していただく場合があります。

- ⑤ 保育料算定のための提出資料（別紙【必要な提出書類について】をご覧ください。）

入園時の保育料算定のため平成30年度の市町村民税所得割額がわかる書類を提出してください。

保育料は9月が切替時期となります。切り替え時期には平成31年度の市町村民税所得割額がわかる書類を提出していただきます。

※平成31年4月～平成31年8月までの保育料は“平成30年度”の市町村民税所得割額で計算します。

※平成31年9月～平成32年3月までの保育料は“平成31年度”の市町村民税所得割額で計算します。

- ⑥ 第3子以降保育料免除申請書（入園するお子さんが第3子以降の場合のみ）

4. 2号認定及び3号認定基準

児童の保護者が、次の保育の必要な事由のいずれかに該当すると認められる場合に支給認定の対象となります。

1. 就労（フルタイムのほかパートタイムで労働することを常態とすること）
2. 妊娠・出産（児童の保護者が出産前後の為、保育が出来ない場合）
※産前産後の期間【産前6週が属する月の初日から産後8週の属する月の翌月末まで】
3. 保護者の負傷又は障がい
4. 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護又は看護
5. 災害復旧
6. 求職活動を継続的に行っている。
7. 就学
（高等学校、大学に在学している、または職業訓練校等における職業訓練をしている）
8. 虐待・DVの恐れがある場合
9. その他前各号に類する状態にあると市が認めた場合



5. 入園に際しての注意事項

1 保育園等入園申込みについて

- ・ 入園日は原則各月1日となります。
- ・ 申込み多数の場合は、希望の施設に入園できないことがあります。
- ・ 新規入園については、育児休業中は入園基準に該当しませんのでご注意ください。育児休業終了日の15日前の日の属する月から入園基準該当となりますので、ご相談ください。
（例：7月15日職場復帰の場合⇒15日前は6月30日となるため6月入園の申込みが可能です。）
- ・ 申込みは、下野市に住所がある方のみ対象です。他市町村に住所がある方は住所地の市町村でお申込みください。
- ・ 下野市に住所がある方で、下野市外の保育園等をご希望の方は、こども福祉課までご相談ください。
- ・ 申込書提出後、ご家族の方の住所や勤務状況等に変更がありましたら、必ずご連絡ください。

2 保育園等入園内定（承諾）後について

- ・ 内定（承諾）後でも、面談・健康診断等で集団保育に適さないと判断された場合は、内定（承諾）を取り消す場合があります。
- ・ 申込みの内容に虚偽があった場合、また内定（承諾）後、入園要件を満たさなくなった場合は内定（承諾）を取り消す場合があります。
- ・ 求職中で入園後3か月以内に就労開始できない場合、また入園後でも退職などで3か月以上ご家庭での保育が出来る状態が続いた場合等には、入園決定期間に関わらず、該当する月末で退園となる場合があります。
- ・ 入園後1～2週間程度は、保育園の生活に慣れるまで、午前中のみ等の短い保育時間から少しずつ時間を延長し、段階的に通常保育時間にしていきます。（慣らし保育）
- ・ 入園後、ご家族の方の住所や勤務状況等に変更がありましたら、必ずご連絡ください。

6. 保育料：平成31年度 2号認定・3号認定用

平成30年度 下野市教育・保育施設 利用者負担額基準額表（参考）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準額（月額）（年齢の基準日：平成31年4月1日）						
階層区分	認定区分	3号認定及び 2号認定の満3歳児		2号認定				
		0～2歳児（満3歳児）		3歳児		4・5歳児		
	定義	保 育	保 育	保 育	保 育	保 育	保 育	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村住民税非課税世帯	7,000円	7,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
第3階層	市町村 住民税 所得割 課税世帯	0円以上※ 48,600円未満	15,000円	14,600円	12,000円	11,600円	12,000円	11,600円
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	22,000円	21,600円	20,000円	19,600円	20,000円	19,600円
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	33,000円	32,400円	26,000円	25,400円	24,000円	23,400円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	42,000円	41,200円	28,000円	27,400円	26,000円	25,400円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	50,000円	49,000円	30,000円	29,400円	26,000円	25,400円
第8階層		397,000円以上	52,000円	51,000円	31,000円	30,400円	26,000円	25,400円

第2階層から第8階層までの世帯で、以下に該当する場合は保育料が減免となります。

1. 兄姉が保育園・幼稚園・認定こども園に入園している場合、もしくはその他の施設（※1）に通所している場合

ア	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童のうち、上から1人目	徴収金（保育料）基準額表に定める額
イ	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童、及びその他の施設（※1）に通所している児童のうち、上から2人目	徴収金（保育料）基準額表に定める額×0.5
ウ	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童、及びその他の施設（※1）に通所している児童のうち、上から3人目以降	無 料

※1 特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、児童デイサービス利用又は地域型保育施設入所

2. 第2階層と認定された世帯で、次に掲げる世帯の保育料は無料となります。

（事前の申請手続きが必要な場合があります。）

- ・ひとり親世帯等
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ・特別児童扶養手当支給対象児を有する世帯
- ・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯



3. 第3子以降の児童は利用者負担額（保育料）が無料になります。

（第3子以降の保育料免除申請手続きにより適用となります。未申請の方は速やかに手続きをしてください。）

平成31年度 保育料軽減措置等について

利用者負担額（保育料）について、次のとおり軽減制度があります。

2・3号認定（保育標準時間・保育短時間）用

① 多子世帯における国の軽減措置・県の補助事業の拡充

国の軽減措置・県の補助事業により、第2子、第3子の算定（※1）の年齢制限を撤廃します。

階層区分	区分の内容		第2子	第3子	
第1階層	生活保護世帯		利用者負担額表により0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円（国の軽減措置により免除）		
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円以上 48,600円未満		（国の軽減措置により） 基準額表に定める利用者負担額（保育料）×0.5	（国の軽減措置により） 基準額表に定める利用者負担額（保育料）を免除	
第4階層	市町村民税所得割課税額	48,600円以上 97,000円未満			57,700円未満 57,700円以上
		左基準額表のとおり			
第5階層 ～ 第8階層			県の補助事業により国の軽減措置により、基準額表に定める利用者負担額（保育料）を免除（※2）		

※1 生計を同一にする子どもであれば、小学1年生以上の兄弟も人数算定の対象となります。

※2 県の補助事業による減免を受ける場合には、予め申請が必要です。

② 所得割課税額 77,101円未満のひとり親世帯等における利用者負担額（保育料）の減免

階層区分	区分の内容		第1子	第2子	
第1階層	生活保護世帯		利用者負担額表により0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円（国の軽減措置により免除）		
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円以上 48,600円未満		（国の軽減措置により） 基準額表に定める減免前の2階層と同額 3歳児以上：5,000円 3歳児未満：7,000円	0円 （国の軽減措置により） 基準額表に定める月額利用者負担額（保育料）全額免除	
第4階層	市町村民税所得割課税額	48,600円以上 97,000円未満			77,101円未満 77,101円以上
		左基準額表のとおり			
第5階層 ～ 第8階層			基準額表のとおり	基準額表のとおり	

※軽減制度については法改正等で変更となる可能性があります。

7. 公立保育園民営化のお知らせ

下野市では平成28年度に策定した公立保育園民営化実施計画に基づき公立保育園の民営化を進めております。保育園入園申し込みをする際には下記の内容を参考に検討ください。

【民営化についてQ&A】



Q1 公立保育園の民営化とは何ですか？

⇒ 保育園の運営を下野市から民間の法人に移管するものです。

Q2 なぜ民営化を行うのですか？

⇒ 民営化を行う目的の一つは民間活力を導入し、多様な保育ニーズに柔軟に対応するためです。もう一つの目的は保育園の運営や将来必要となる園舎の大規模修繕や建替えに掛かる市の財政負担を軽減するためです。

Q3 民営化を行う保育園はどこですか？またいつから民営化となりますか？

⇒ 民営化を行う園とその時期は、薬師寺保育園がH31年4月、こがねい保育園がH34年4月、吉田保育園がH35年4月となります。

Q4 民営化の時に在園している児童は転園することになりますか？

⇒ 民営化は運営者が下野市から民間の法人となることですので、在園している児童はそのまま入園を継続していただけます。しかしながら他の保育園へ転園を希望する場合には、受入先の保育園の状況も関係しますので、転園ができるか確認します。

Q5 民営化で保育園は何が変わりますか？

⇒ 保育士は、公立保育園勤務の保育士から民間の法人勤務の保育士に交代しますが、保育園の施設はそのまま民間の法人にお渡ししますので、民営化の時点では施設に変更はありません。

Q6 民営化で保育料は変わりますか？

⇒ 保護者の収入と児童の年齢により決定されるため保育料は変わりません。
ただし民間の法人が行う新しい保育サービスに対する料金が発生する場合があります。

Q7 民営化計画について詳しく知りたいのですがどうすれば良いですか？

⇒ 計画は市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

(アクセス方法)

トップページの右上にある検索バーに「公立保育園民営化」と入力して検索をすると、「下野市公立保育園民営化実施計画を策定しました」と検索の候補が出てきますので、こちらをクリックしてください。公立保育園民営化実施計画を掲載しております。



8. 下野市の保育園・認定こども園一覧表（※延長保育料等の料金は平成30年度の内容です）

公立保育園					
施設名	グリム保育園	こがねい保育園	しば保育園	吉田保育園	
民営化予定時期	—	平成34年4月	—	平成35年4月	
住所	下長田69	小金井1249-1	駅東6-10-3	本吉田783-1	
電話	52-1127	44-3377	44-2788	48-5054	
FAX	52-1128	44-4410	44-6544	48-5054	
定員	150名	90名	80名	60名	
認定区分	2・3号	2・3号	2・3号	2・3号	
入園年齢	生後2か月～	生後2か月～	生後2か月～	生後5か月～	
通常保育	時間	平日	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30		
	時間	土曜	保育標準時間 7:00～17:00 保育短時間 8:30～16:30 ※しば、吉田保育園はこがねい保育園にて実施		
	保育料	全年齢市町村民税所得割課税額により決定 （詳しくは4～5ページ保育料をご覧ください）			
延長保育	時間	平日	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 16:30～19:00		
	時間	土曜	保育短時間 16:30～17:00		
	利用料	保育標準時間 300円/日（上限3,000円） 保育短時間 16:30～18:00 200円/日（上限1,500円） ※保育短時間で18:00以降の延長保育は、保育標準時間の延長保育料が加算されます。			
一時保育	利用料	8:30～17:00 1・2歳児 2,500円/日 3歳児以上 2,000円/日			

★延長保育（保育園等に入園している児童が対象です）

就労時間等の都合によりお迎えが遅くなってしまう方のために、通常保育時間終了後も保育を行います。各保育園で料金・時間等が異なりますので、入園を希望する保育園等に直接お問い合わせください。

★土曜保育（保育園等に入園している児童が対象です）

就労等の都合により家庭での保育が出来ない方のために、土曜日の保育を行います。

別途申込書および勤務証明書の提出が必要な場合もありますので、入園を希望する保育園等に直接お問い合わせください。

★一時預かり保育（※生後満3か月～就学前の児童が対象です）

就労や通院、その他私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難な方のために、一時預かり保育を行います。

（保育時間 平日 8:30～17:00）

※各保育園等で対象年齢や料金等が異なりますので、直接保育園等へお問い合わせいただき、お申込みください。

私立保育園

施設名		あおば保育園	わかくさ保育園	わかば保育園	薬師寺保育園	
住所		薬師寺1584-6	薬師寺3311-229	下古山3025-1	薬師寺2362-5	
電話		48-5530	58-7438	39-6305	未定 あおば保育園 48-5530	
FAX		48-5539	58-7438	39-6306	未定	
定員		60名	60名	90名	60名	
認定区分		3号	2・3号	2・3号	2・3号	
入園年齢		生後2か月～2歳児	生後2か月～	生後2か月～	生後5か月～	
通常保育	時間	平日	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30
		土曜	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00
	保育料	全年齢市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは4～5ページ保育料をご覧ください)				
延長保育	時間	平日	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 16:30～19:00
		土曜	保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～18:00	保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～18:00	保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～18:00	保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～18:00
	利用料	400円/時 0～2歳児 (上限8,000円/月) 3歳以上児 (上限4,000円/月)	300円/時 (上限6,000円/月)	400円/時 0～2歳児 (上限8,000円/月) 3歳以上児 (上限4,000円/月)	保育標準時間 300円/日 (上限3,000円) 保育短時間 16:30～18:00 200/日 (上限1,500円) ※18:00以降は、保育標準時間の延長保育料が加算されます。	
一時保育	利用料	0歳児 500円/時 1歳児以上 300円/時 食事代別途		0歳児 500円/時 1歳児以上 300円/時 食事代別途	8:30～17:00 1・2歳児 2,500円/日 3歳児以上 2,000円/日	
備考				病後児保育		

幼保連携型認定こども園									
	むつみ学園			愛泉学園			内木学園		
施設名	むつみ愛泉こども園			第二愛泉幼稚園			第二薬師寺幼稚園		ふたば保育園
住所	柴769-17			柴1403			祇園4-6-3		
電話	44-0405			44-2838			44-9988		
FAX	44-0462			44-2840			44-9977		
定員	180名		80名	186名		75名	210名		60名
認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
入園年齢	満3歳～		生後2か月～ 2歳児	満3歳～		生後2か月～ 2歳児	満3歳～		生後2か月～ 2歳児
通常保育	時間	平日 8:00～ 14:30	保育標準時間 7:00～18:00	9:00～ 14:00	保育標準時間 7:00～18:00	9:00～ 14:00	保育標準時間 7:00～18:00	保育標準時間 7:00～18:00	保育標準時間 7:00～18:00
	土曜	8:00～ 18:00 要事前申込・別料金	保育短時間 8:00～16:00	—	保育短時間 8:00～16:00	—	—	保育短時間 8:00～16:00	保育短時間 8:00～16:00
保育料	全年齢市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは4～5ページ保育料をご覧ください)								
延長保育	時間	平日 7:00～8:00 14:30～ 20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00	平日 14:00～ 18:00 長期休業中 8:00～ 18:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 16:00～20:00	平日 14:30～ 20:00 長期休業中 7:00～ 20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00
	土曜	18:00～ 20:00	18:00～20:00	—	—	7:00～ 18:00 要事前申込・別料金	保育短時間 16:00～18:00	保育短時間 16:00～18:00	保育短時間 16:00～18:00
利用料	14:30～ 18:00 400円/日 6,000円/月	16:00～18:00 基本料200円+(100円/1時間) 18:00～19:00 250円/30分 19:00～20:00 350円/30分(8,000円/月)	平日 14:00～ 18:00 (300円/日) 長期休業中 8:00～ 18:00 (800円/日)	保育標準時間・保育短時間 100円/10分	基本料200円 + 100円/時 (8,000円/月)	基本料200円 + 100円/時 (8,000円/月)	基本料200円 + 100円/時 保育標準時間 5,000円/月 保育短時間 6,000円/月	400円/時 (8,000円/月)	400円/時 (8,000円/月)
一時保育		0歳児:500円/時 1歳児以上:400円/時 食事・おやつ別途		0歳児:500円/時 1歳児:500円/時 2歳児:400円/時 3歳児以上:要相談 食事代別途		0歳児:500円/時 1歳児以上:300円/時 食事代別途			
備考	学童保育有		病後児保育				学童保育有		

★病児保育（市内にお住まいの乳幼児から小学生以下の児童が対象です）

当面の症状の急変が認められないが病気の回復期には至らないことから集団保育が困難であり、かつ保護者の就労等により自宅等での保育をすることが困難なお子さんをお預かりします。

利用にあたっては下記の保育施設に直接お問い合わせください。※医療機関の診療情報提供書（有料）が必要です。

- 済生会宇都宮病院保育施設 おはなほいくえん TEL028-678-9600 (<http://u-nadeshiko.org/ohana/>)
- 新小山市民病院 病児保育室 ひまわり TEL0285-28-3385

★病後児保育（病気やけがの回復期にある乳幼児から小学生以下の児童が対象です）

就労などの都合により家庭での保育が出来ない方のために、児童の預かりを行います。利用にあたっては、事前登録及び医療機関の診療情報提供書（有料）が必要です。下記の保育施設に直接お問い合わせいただき、お申込みください。

- 連絡先 ①キッズプラネット TEL44-4888 ②わかば保育園 TEL39-6305
③むつみ愛泉こども園 TEL32-6733 ④愛泉幼稚園 TEL44-7783 ⑤薬師寺幼稚園 TEL48-0132

		幼保連携型認定こども園						幼稚園型認定こども園		
		愛泉学園			内木学園			伊沢学園		
施設名		愛泉幼稚園			薬師寺幼稚園			野ばら幼稚園		おひさま保育園
住所		小金井4-12-8			薬師寺1584-2			中大領386-1		
電話		44-7783			48-0132			53-5508		
FAX		44-7784			44-1423			53-5562		
定員		210名		51名	350名		100名	280名		40名
認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
入園年齢		満3歳～		生後2か月～2歳児	満3歳～		生後2か月～2歳児	満3歳～		生後2か月～2歳児
通常保育	時間	平日	9:00～14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	9:00～14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	8:00～14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	8:00～14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00
		土曜	—	保育標準時間 8:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	—	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	—	保育標準時間 7:00～17:00 保育短時間 8:00～16:00	—	保育標準時間 7:00～17:00 保育短時間 8:00～16:00
	保育料	全年齢市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは4～5ページ保育料をご覧ください)								
延長保育	時間	平日	平日 14:00～18:00 長期休業中 8:00～18:00	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 16:00～19:00	平日 14時半～20時 長期休業中 7時～20時	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝7:00～8:00 夕16:00～20:00	18:00まで	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 朝7:00～8:00 夕16:00～19:00	18:00まで	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 朝7:00～8:00 夕16:00～19:00
		土曜	—	朝7:00～8:00 保育短時間 夕16:00～18:00	7:00～18:00 事前申込別料金	保育短時間 16:00～18:00	8:00～16:30	保育標準時間 17:00～18:00 保育短時間 朝7:00～8:00 夕16:00～18:00	8:00～16:30	保育標準時間 17:00～18:00 保育短時間 朝7:00～8:00 夕16:00～18:00
	利用料	平日 14:00～18:00 (300円/日) 長期休業中 8:00～18:00 (600円/日) ※食事代別途	朝・夕 保育標準時間150円/30分 ※月の上限なし 保育短時間150円/30分 ※月の上限なし	基本料200円 + 100円/時 (8,000円/月)	基本料200円 + 100円/時 (8,000円/月)	基本料200円 + 100円/時 保育標準時間 (4,000円/月) 保育短時間 (6,000円/月)	400円/時 (8,000円/月)	17:00まで 500円/回 5000円/月 18:00まで 600円/回 6000円/月	400円/時 4,000円/月	400円/時 4,000円/月
一時保育	利用料		0歳児：500円/時 1歳児：500円/時 2歳児：400円/時 3歳児以上：要相談 食事代別途 平日のみ					0歳児：500円/時 1歳児以上：400円/時 食事代別途		
備考		学童保育有								

各保育園・認定こども園の教育・保育内容等は、直接施設にお問い合わせください

★休日保育

日曜日や祝祭日に就労などの理由により家庭での保育が出来ない方のために、児童の預かりを行います。

利用にあたっては、園ごとに利用条件が異なりますので、事前に下記の保育施設に直接お問い合わせいただき、お申込みください。 連絡先 あおば保育園 TEL48-5530

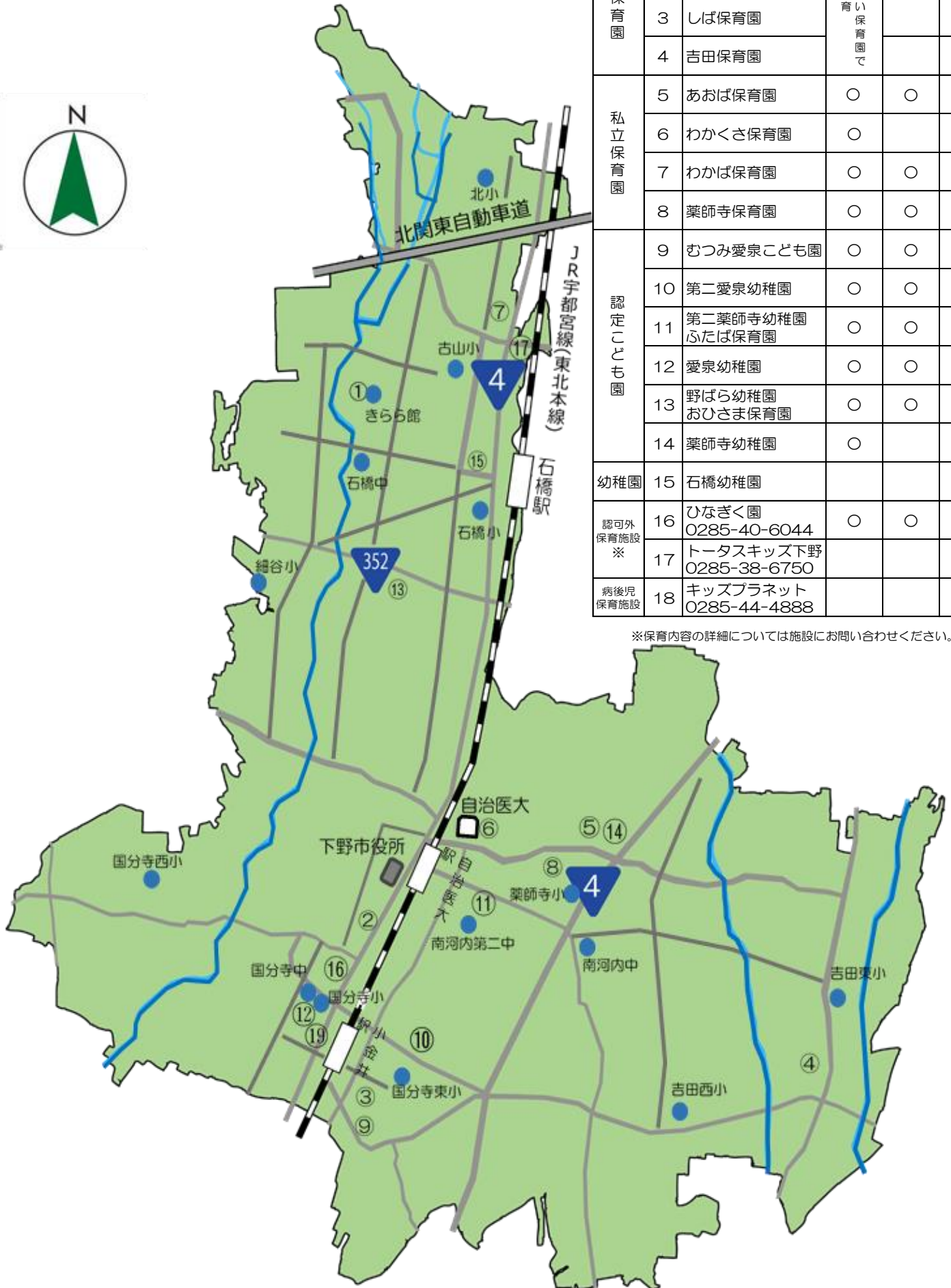
★利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるようなサポートする事業です。

利用者支援員がこども福祉課窓口で相談に応じます。子育て支援センターや検診会場などに訪問することもあります。お気軽にご相談ください。



9. 下野市の保育施設マップ



	地図番号	施設名	土曜保育	一時保育	病後児保育
公立保育園	1	グリム保育園	○	○	
	2	こがねい保育園	合こがねい保育園で		
	3	しば保育園			
	4	吉田保育園			
私立保育園	5	あおば保育園		○	○
	6	わかくさ保育園	○		
	7	わかば保育園	○	○	○
	8	薬師寺保育園	○	○	
認定こども園	9	むつみ愛泉こども園	○	○	○
	10	第二愛泉幼稚園	○	○	
	11	第二薬師寺幼稚園 ふたば保育園	○	○	
	12	愛泉幼稚園	○	○	○
	13	野ばら幼稚園 おひさま保育園	○	○	
	14	薬師寺幼稚園	○		○
幼稚園	15	石橋幼稚園			
認可外保育施設※	16	ひなぎく園 0285-40-6044	○	○	
	17	トータスキップ下野 0285-38-6750			
病後児保育施設	18	キッズプラネット 0285-44-4888			

※保育内容の詳細については施設にお問い合わせください。